

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

○亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (夢ビジョン推進課)	4
○亀岡市税条例等の一部改正 (税務課)	9
○亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の一部改正 (社会教育課)	12
○亀岡市都市公園条例の一部改正 (都市整備課)	13
○亀岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 (下水道課)	13
—— 規 則 ——	
○亀岡市時間外勤務手当及び休日勤務手当支給規則の一部改正 (人事課)	14
○亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 (夢ビジョン推進課)	14
○亀岡市個人情報保護条例施行規則の一部改正 (総務課)	17
○亀岡市公印規則等の一部改正 (市民課)	23
○助産施設の入所に関する規則の一部改正 (子育て支援課)	24

○亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部改正 (保険医療課)	26
-------------------------------	----

—— 告 示 ——

○亀岡市入札監視委員会設置要綱 (契約検査課)	35
○亀岡市建設工事に係る入札及び契約に関する苦情処理手続要綱 (契約検査課)	36
○亀岡市予防接種費用助成金交付要綱の一部改正 (健康増進課)	42
○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課)	43
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	44
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	44
○公示送達 (税務課)	44
○南丹都市計画生産緑地地区の変更による図書の縦覧 (都市計画課)	46
○放置自転車の撤去、保管 (土木管理課)	46
○都市公園を設置すべき区域の決定 (都市整備課)	47
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	47
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	47
○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課)	48
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課)	48

○心身障害児（者）に係る補装具等補助金交付要綱の一部改正（障害福祉課）	49	議会事務局欄	
○亀岡市未熟児養育医療給付要綱の一部改正（子育て支援課）	50	—— 規 則 ——	
○亀岡市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱の一部改正（障害福祉課）	51	○亀岡市議会会議規則の一部改正	67
○亀岡市障害福祉サービス等利用支援費支給事業実施要綱の一部改正（障害福祉課）	53	教育委員会欄	
○亀岡市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の一部改正（障害福祉課）	54	—— 規 則 ——	
○亀岡市心身障害者医療費補助金交付要綱の一部改正（障害福祉課）	55	○亀岡市立小学校設置条例及び亀岡市立中学校設置条例の一部を改正する条例の経過措置の期間を定める規則	67
○生活に困窮する外国人に対する生活保護法の準用に関する事務取扱要綱（地域福祉課）	56	選挙管理委員会欄	
○亀岡市住民基本台帳カード事務取扱要綱の廃止（市民課）	57	—— 告 示 ——	
○亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の一部改正（市民課）	57	○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数	68
—— 訓 令 ——		○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数	68
○亀岡市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正（市民課）	58	○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数	68
—— 公 告 ——		○亀岡市長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	68
○捕獲犬の抑留（環境政策課）	58		
○捕獲犬の抑留（環境政策課）	59		
○捕獲犬の抑留（環境政策課）	59		
○農用地利用集積計画の縦覧（農林振興課）	60		
○亀岡市職員採用試験公告（人事課）	60		
○一般競争入札（条件付き）の執行（契約検査課）	63		
—— 任免及び辞令 ——			

公布された条例のあらまし

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例要綱

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の独自事務利用、同一機関での情報連携利用並びに市と教育委員会の間での特定個人情報の照会及び提供に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、平成28年1月1日から施行することとした。

亀岡市税条例等の一部を改正する
条例要綱

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例等の一部を改正することとした。

- 1 地方税における猶予制度の見直しにより、徴収及び換価の猶予制度を条例で定め、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、猶予制度の見直しに係る改正については、平成28年4月1日から施行することとした。

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 放課後児童健全育成事業の対象児童に係る経過措置について、その対象となる学年を小学校の長期休業日に限り、第5学年まで拡大することとした。
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

亀岡市都市公園条例の一部を改正
する条例要綱

- 1 京都・亀岡保津川公園に設置される公園施設について、より充実した複合的な施設とするため、公園施設の設置基準に特例を設けることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市公共下水道事業計画変更認可により、さらに汚水整備を推進するに当たり、排水人口及び排水面積を次のとおり改正することとした。
 - (1) 排水人口を汚水74,300人（現行76,900人）に改めることとした。
 - (2) 排水面積を汚水1,454ヘクタール（現行1,439ヘクタール）に改めるこ

ととした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をここに公布する。

平成27年12月19日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第29号

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者

をいう。

- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたも

のとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第2 (第4条関係)

機 関	事 務	特定個人情報
1 市 長	亀岡市老人医療費支給条例により実施する事務で規程に定めるもの	地方税関係情報(法別表第2に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。)又は亀岡市国民健康保険被保険者の資格に関する医療保険給付関係情報(同表に規定する医療保険給付関係情報をいう。以下同じ。)で規則に定めるもの
2 市 長	亀岡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱により実施する事務で規則に定めるもの	地方税関係情報、後期高齢者医療制度被保険者の資格に関する医療保険給付関係情報又は障害者関係情報(法別表第2に規定する障害者関係情報をいう。以下同じ。)で規則に定めるもの
3 市 長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務で規則に定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費若しくは療育の給付の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、生活保護関係情報(法別表第2に規定する生活保護関係情報をいう。以下同じ。)、児童扶養手当関係情報(同表に規定する児童扶養手当関係情報をいう。以下同じ。)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法(昭和40年法律第141

別表第1 (第4条関係)

機 関	事 務
1 市 長	亀岡市老人医療費支給条例(昭和47年亀岡市条例第38号)により実施する事務で規則に定めるもの
2 市 長	亀岡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱(昭和58年亀岡市告示第51号)により実施する事務で規則に定めるもの
3 市 長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務で規則に定めるもの
4 市 長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び助産施設の入所に関する規則(昭和45年亀岡市規則第8号)により実施する事務で規則に定めるもの
5 市 長	亀岡市福祉医療費支給条例(昭和50年亀岡市条例第23号)により実施する福祉医療費支給に関する事務で規則に定めるもの
6 市 長	亀岡市安心長寿の福祉助成金交付要綱(平成7年亀岡市告示第70号)により実施する助成金支給に関する事務で規則に定めるもの
7 市 長	療育手帳の交付に関する規則(平成12年京都府規則第10号)により実施する事務で規則に定めるもの
8 市 長	亀岡市心身障害者医療費補助金交付要綱(昭和53年亀岡市告示第47号)により実施する事務で規則に定めるもの
9 市 長	亀岡市障害福祉サービス等利用支援費支給事業実施要綱(平成19年亀岡市告示第49号)により実施する事務で規則に定めるもの
10 市 長	心身障害児(者)に係る補装具等補助金交付要綱(昭和51年亀岡市告示第42号)により実施する事務で規則に定めるもの
11 市 長	亀岡市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱(平成27年亀岡市告示第50号)により実施する事務で規則に定めるもの
12 市 長	亀岡市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱(平成20年亀岡市告示第17号)により実施する事務で規則に定めるもの
13 市 長	亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱(平成12年亀岡市告示第106号)により実施する事務で規則に定めるもの
14 市 長	亀岡市住宅改修支援事業助成金交付要綱(平成18年亀岡市告示第61号)により実施する事務で規則に定めるもの
15 市 長	亀岡市介護保険利用者負担額減免取扱要綱(平成26年亀岡市告示第67号)により実施する事務で規則に定めるもの

10市 長	心身障害児(者)に係る補装具等補助金交付要綱により実施する事務で規則に定めるもの	地方税関係情報又は障害者関係情報で規則に定めるもの
11市 長	亀岡市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱により実施する事務で規則に定めるもの	地方税関係情報又は障害者関係情報で規則に定めるもの
12市 長	亀岡市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱により実施する事務で規則に定めるもの	地方税関係情報又は障害者関係情報で規則に定めるもの
13市 長	亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱により実施する事務で規則に定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報で規則に定めるもの
14市 長	亀岡市住宅改修支援事業助成金交付要綱により実施する事務で規則に定めるもの	介護保険給付等関係情報で規則に定めるもの
15市 長	亀岡市介護保険利用者負担額減免取扱要綱により実施する事務で規則に定めるもの	地方税関係情報で規則に定めるもの

4市 長	児童福祉法及び助産施設の入所に関する規則により実施する事務で規則に定めるもの	号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)介護保険給付等関係情報(同表に規定する介護保険給付等関係情報をいう。以下同じ。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報で規則に定めるもの
5市 長	亀岡市福祉医療費支給条例により実施する福祉医療費支給に関する事務で規則に定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報で規則に定めるもの
6市 長	亀岡市安心長寿の福祉助成金交付要綱により実施する助成金支給に関する事務で規則に定めるもの	地方税関係情報又は医療保険給付関係情報で規則に定めるもの
7市 長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務で規則に定めるもの	地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報で規則に定めるもの
8市 長	亀岡市心身障害者医療費補助金交付要綱により実施する事務で規則に定めるもの	生活保護関係情報で規則に定めるもの
9市 長	亀岡市障害福祉サービス等利用支援費支給事業実施要綱により実施する事務で規則に定めるもの	地方税関係情報、障害者関係情報又は生活保護関係情報で規則に定めるもの
		地方税関係情報又は障害者関係情報で規則に定めるもの

別表第3 (第5条関係)

機 関	事 務	情報提供機関	特定個人情報
1 市 長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務で規則に定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報で規則に定めるもの
2 市 長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務で規則に定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報で規則に定めるもの

「揭示済」

亀岡市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月19日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第30号

亀岡市税条例等の一部を改正する
条例

(亀岡市税条例の一部改正)

第1条 亀岡市税条例(昭和30年亀岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改める。

(徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第8条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(次項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。)に係る市の徴収金について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長をする期間内の各月(やむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に分割して納付又は納入させるものとする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該

分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の

<p>年度、種類、納期限及び金額</p> <p>(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額</p> <p>(4) 当該猶予を受けようとする期間</p> <p>(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）</p> <p>(6) 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）</p> <p>2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類</p> <p>(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類</p> <p>(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</p> <p>(4) 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類</p> <p>3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入</p>	<p>することができない事情の詳細</p> <p>(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項</p> <p>4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</p> <p>5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額</p> <p>(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由</p> <p>(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間</p> <p>(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項</p> <p>6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。</p> <p>7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。</p> <p>第10条 削除</p> <p>（職権による換価の猶予の手続等）</p> <p>第11条 第8条第1項の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法について準用する。この場合において、第8条第1項中「金額」とあるのは、「金額（その納付又は納入を困難とする金額として法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項の政令で定める額を限度とする。）」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付して、又は納入させる場合について準用する。</p> <p>3 法第15条の5の2第1項及び第2項に</p>
---	--

規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
(申請による換価の猶予の申請手続等)

第12条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 第8条第1項の規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法について準用する。この場合において、第8条第1項中「金額」とあるのは、「金額（その納付又は納入を困難とする金額として法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項の政令で定める額を限度とする。）」と読み替えるものとする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第9条第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第13条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が百万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第14条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第23条第2項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

(亀岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成27年亀岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち亀岡市税条例第2条の改正規定中「第3号」を「第3号及び第4号」に、「又は名称」を「（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））」に改め、同条第4号中「市が」を「、市が」に改め、「氏名」の次に「（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）」

を加え」を「改め」に改め、同条例第35条の3第8項の改正規定中「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加え、同条例第59条の2第1項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加え、同条例第84条第2項第2号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号及び」を、「）又は法人番号」の次に「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第115条の3第2項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第123条第1号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号において同じ。」を、「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第1条第3号中「第2条第3号及び第4号、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月19日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第31号

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例（平成26年亀岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分」を「平成28年3月31日まで」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 第3条に定める亀岡市立小学校に在学する児童については、平成28年4月1日から当分の間、亀岡市立小学校に在学する第1学年から第5学年までの児童とし、第4学年及び第5学年の児童については、小学校の学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日のみの入会とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月19日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第32号

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の4第1号中「100分の10」の次に「（京都・亀岡保津川公園にあっては、敷地面積の100分の15）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月19日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第33号

亀岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市下水道事業の設置等に関する条例（昭和55年亀岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「76,900人」を「74,300人」に改め、同条第4項中「1,439ヘクタール」を「1,454ヘクタール」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

規則

亀岡市時間外勤務手当及び休日勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月18日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第35号

亀岡市時間外勤務手当及び休日勤務手当支給規則の一部を改正する規則

亀岡市時間外勤務手当及び休日勤務手当支給規則（平成21年亀岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年12月19日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第36号

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年亀岡市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）及び条例の定めるところによる。

（個人番号を利用することができる事務）

第3条 条例第4条第1項の規定により個人番号を利用することができる事務は、市長にあっては別表の事務の欄に掲げるものとする。

（利用することができる特定個人情報）

第4条 条例第4条第2項の規定により利用することができる特定個人情報は、市長にあっては別表の事務の欄に掲げる事務に応じてそれぞれ同表の特定個人情報の欄に掲げる情報を内容とするものとする。

2 市長は、特定個人情報を利用するに当たり、現に保有する特定個人情報に代えて、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から新たに特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該新たに提供を受ける特定個人情報を利用するものとする。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	事 務	特定個人情報
1	亀岡市老人医療費支給条例（昭和47年亀岡市条例第38号）の規定による福祉医療費受給者証交付及び老人医療費支給事務	受給者又はその扶養義務者の地方税関係情報又は亀岡市国民健康保険の資格に関する医療保険給付関係情報
2	亀岡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱（昭和58年亀岡市告示第51号）の規定による対象者証交付及び事業費支給事務	受給者又はその扶養義務者の地方税関係情報、受給者の医療保険給付関係情報のうち後期高齢者医療保険資格情報又は障害者関係情報のうち身体障害者手帳情報
3	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の生活保護の実施、申請に係る事実の審査、職権による生活保護の開始又は変更及び生活保護の停止又は廃止の事務	要保護及び被保護者であった者の地方税関係情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第192号）による資金の貸付け若しくは母子家庭自立支援給付金に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、生活保護関係情報又は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報
4	児童福祉法及び助産施設の入所に関する規則（昭和45年亀岡市規則第8号）の規定による助産施設入所申請の審査に係る事務	対象者及び世帯員の地方税関係情報又は生活保護関係情報
5	亀岡市福祉医療費支給条例（昭和50年亀岡市条例第23号）の規定によるひとり親等の医療費助成対象世帯の確認並び	対象者及び世帯員の地方税関係情報又は医療保険給付関係情報

14	心身障害児(者)に係る補装具等補助金交付要綱の規定による障害者(児)を対象とした補装具等利用者負担金補助金の交付に係る助成対象世帯の確認事務	対象者及び世帯員の地方税関係情報又は対象者の障害者関係情報
15	亀岡市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱(平成27年亀岡市告示第50号)の規定による難聴児の保護者を対象とした補聴器購入費助成に係る助成対象世帯の確認事務	対象者及び世帯員の地方税関係情報又は対象者の障害者関係情報
16	亀岡市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱(平成20年亀岡市告示第17号)の規定による医療費の支給に係る助成対象世帯の確認事務	対象者及び世帯員の地方税関係情報又は対象者の障害者関係情報
17	亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱(平成12年亀岡市告示第106号)の規定による介護保険事業利用者負担軽減に係る申請内容の確認事務	対象者及び世帯員の地方税関係情報若しくは生活保護関係情報又は対象者の介護保険給付等関係情報
18	亀岡市住宅改修支援事業助成金交付要綱(平成18年亀岡市告示第61号)の規定による助成金交付に係る申請内容の確認事務	住宅改修を行った被保険者の介護保険給付等関係情報
19	亀岡市介護保険利用者負担額減免取扱要綱(平成26年亀岡市告示第67号)の規定による利用者負担額の減免に係る申請内容の確認事務	対象者及び世帯員の地方税関係情報
20	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施、申請に係る事実の審査、職権による生活保護の開始又は変更及び生活保護の停止又は廃止の事務	要保護及び被保護者であった者の学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報

「揭示済」

6	に受給者証の交付及び一斉更新に関する事務 亀岡市安心長寿の福祉助成金交付要綱(平成7年亀岡市告示第70号)により実施する援護を要するひとり親家庭を対象とした助成金交付に係る給付金支給審査に関する事務	対象者及び世帯員の地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報
7	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どもための教育・保育給付の支給に係る事務で、子どもための教育・保育給付の支給に係る資料の提供等及び支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請若しくは変更申請、職権による変更又は取消しに係る事実についての調査	対象世帯の生活保護関係情報
8	療育手帳の交付に関する規則(平成12年京都市府規則第10号)により実施する交付申請受理事務	—
9	亀岡市福祉医療費支給条例の規定による心身障害者の医療費助成に係る対象世帯の確認、受給者証の交付及び一斉更新に関する事務	対象者及び世帯員の地方税関係情報若しくは生活保護関係情報又は対象者の医療保険給付関係情報若しくは障害者関係情報
10	亀岡市心身障害者医療費補助金交付要綱(昭和53年亀岡市告示第47号)の規定による心身障害者医療費補助金交付に係る対象世帯の確認事務	対象者及び世帯員の地方税関係情報又は対象者の医療保険給付関係情報若しくは障害者関係情報
11	亀岡市障害福祉サービス等利用支援費支給事業実施要綱(平成19年亀岡市告示第49号)の規定による障害者(児)を対象とした障害福祉サービス利用支援費支給事務のうち知的障害者施設入所者医療費負担に係る助成対象世帯の確認事務	対象者及び世帯員の地方税関係情報又は対象者の障害者関係情報
12	亀岡市障害福祉サービス等利用支援費支給事業実施要綱の規定による障害者(児)を対象とした障害福祉サービス利用支援費支給事務のうち補装具費利用者負担に係る助成対象世帯の確認事務	対象者及び世帯員の地方税関係情報又は対象者の障害者関係情報
13	亀岡市障害福祉サービス等利用支援費支給事業実施要綱の規定による障害者(児)を対象とした障害福祉サービス利用支援費支給事務のうち自立支援医療利用者負担に係る助成対象世帯の確認事務	対象者及び世帯員の地方税関係情報若しくは生活保護関係情報又は対象者の障害者関係情報

亀岡市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第37号

亀岡市個人情報保護条例施行規則
の一部を改正する規則

亀岡市個人情報保護条例施行規則（平成12年亀岡市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「行うものとする。」を「行うものとし、当該個人情報取扱事務について特定個人情報を含む場合は、個人情報取扱事務登録簿（特定個人情報ファイル用）（別記第1号様式の2）により行うものとする。」に改め、同条第2項中「掲げるとおりとする。」の次に「（特定個人情報に係るものを除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 特定個人情報に係る個人情報取扱事務登録簿については、条例第7条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 特定個人情報取扱事務の根拠法令等
 - (2) 特定個人情報の記録形態
 - (3) 特定個人情報の提供の有無
 - (4) 特定個人情報取扱事務の委託又は指定管理者による管理の有無
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3条第1項中「規定による」の次に「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）」を加え、同条ただし書を次のように改める。

ただし、未成年者若しくは成年被後見人の

法定代理人又は市長が特別の理由があると認める者（以下「特別関係者」という。）は、本人に代わって開示等請求をすることができる。

第3条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「運転免許証、旅券その他の本人であることを証する書類を提示」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第3項とする。

- (1) 本人 住民基本台帳カード又は個人番号カード、運転免許証又は運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、在留カード又は特別永住者証明書その他本人であることを証する書類（本人の顔写真が貼付されたものに限る。）のうちいずれか1種類又は公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、印鑑登録証明書、戸籍謄本又は抄本その他これらに類する書類のうちいずれか2種類
- (2) 法定代理人 開示等対象者本人に係る前号に規定する書類の写し並びに当該法定代理人に係る前号に規定する書類及び戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類
- (3) 特別関係者 開示等対象者本人に係る第1号に規定する書類の写し並びに当該特別関係者に係る第1号に規定する書類及び代理権を証する書類として市長が認めるもの
- (4) 本人の委任による代理人 開示等対象者本人に係る第1号に規定する書類の写し並びに当該代理人に係る第1号に規定する書類及び委任状

第3条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 条例第20条の規定による保有個人情報の開示等請求書の提出は、保有個人情報（開示・訂正・削除・利用停止）請求書（特定個人情報用）（別記第2号様式の2）により、本人が行うものとする。ただし、未成年

者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって、開示等請求をすることができる。

第6条中「規定による」の次に「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 保有特定個人情報に係る条例第25条第2項の規定による是正の申出は、保有個人情報は正申出書（特定個人情報用）（別記第7号様式の2）により行うものとする。

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

別記第1号様式の2（第2条関係）

個人情報取扱事務登録簿（特定個人情報ファイル用）

		部 名		登録番号		
登録年月日	年 月 日	開始年月日	年 月 日	廃止(変更) 年 月 日	年 月 日	
所管課等名						
特定個人情報 取扱事務	名 称					
	概 要	目 的				
	根拠法令等					
特定個人情報の対象者の範囲						
特定個人 情報の 項目名	基 本 的 項 目	家 庭 生 活	社 会 生 活	経 済 状 況	心 身 の 状 況	そ の 他 の 項 目
	<input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 学業・学歴	<input type="checkbox"/> 収入	<input type="checkbox"/> 健康状態	<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好
	<input type="checkbox"/> 整理番号	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 財産	<input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> 主義・主張
	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 家庭状況	<input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 課税・納税	<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 住居状況	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 公的扶助受給額	<input type="checkbox"/> 障害の有無	[]
	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 団体加入の有無	<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> その他	[]
	<input type="checkbox"/> 住所	[]	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> その他	[]	[]
	<input type="checkbox"/> 電話番号	[]	<input type="checkbox"/> その他	[]	[]	[]
	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	[]	[]	[]	[]	[]
	<input type="checkbox"/> その他	[]	[]	[]	[]	[]
記 録 形 態 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 [] <input type="checkbox"/> その他 [] 条 例 第7条						
思想、信条等の 個人情報の取扱	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのあるもの	取 扱 理 由	<input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> その他 [] <input type="checkbox"/> 法令の名称等	条 例 第8条	
特定個人情報の 収集先及び収集 の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外〔根拠法令： <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> その他〔]〕				条 例 第9条	
特定個人情報を 利用する範囲	<input type="checkbox"/> 所管課等のみ <input type="checkbox"/> 所管課等以外の実施機関〔課名〕				条 例 第10条の3	
特定個人情報を 提供する範囲及 び提供する項目 名	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> その他〔] 〔根拠法令：〕 項目名 []				条 例 第10条の3	
事務の委託又は 指定管理者によ る管理の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 [委託等の内容]				条 例 第12条・ 第12条の2	
電子計算機処理 の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 [システム名：]				条 例 第10条	
電子計算機処理 に使用する主な 特定個人情報記 録項目	1				5	
	2				6	
	3				7	
	4				8	
そ の 他 特 記 す る 事 項						

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第2条関係）

保有個人情報（開示・訂正・削除・利用停止）請求書

年 月 日

（宛先）亀岡市長

請求者 本人 住 所 〒 _____
 氏 名 _____ ㊟
 電話番号（ ） _____ - _____
 代理人 住 所 〒 _____
 氏 名 _____ ㊟
 電話番号（ ） _____ - _____
法定代理人 特別関係者

亀岡市個人情報保護条例第20条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示等について請求します。

請求の区分	<input type="checkbox"/> 開示（閲覧・写しの交付） <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 利用停止
保有個人情報の名称又は内容	
請求の趣旨	

- 注 1 請求の際には、本人又は代理人であることを確認するために必要な書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提出又は提示してください。
 2 代理人による請求の場合には、1の書類のほか、法定代理人の場合は戸籍謄本等法定代理人の資格を証する書類を、特別関係者の場合は代理権を証するものとして市長が認める書類を提出してください。

処理欄	本人等の確認	本人 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ） 代理人 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）	受付印
	代理権の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
（記入不要）	名称等		
	所管課等	担当者（内線 ）	
	備考		

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式の2（第3条関係）

保有個人情報（開示・訂正・削除・利用停止）請求書
（特定個人情報用）

年 月 日

（宛先）亀岡市長

請求者 本人 住 所 〒 _____
氏 名 _____ ㊟
電話番号（ ） _____
代理人 住 所 〒 _____
氏 名 _____ ㊟
電話番号（ ） _____
□法定代理人 □委任による代理人

亀岡市個人情報保護条例第20条の規定により、次のとおり保有特定個人情報の開示等について請求します。

請求の区分	<input type="checkbox"/> 開示（閲覧・写しの交付） <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 利用停止
保有個人情報の名称又は内容	
請求の趣旨	

- 注 1 請求の際には、本人又は代理人であることを確認するために必要な書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提出又は提示してください。
2 代理人による請求の場合には、1の書類のほか、法定代理人の場合は戸籍謄本等法定代理人の資格を証明する書類を、任意代理人の場合は委任状を提出してください。

処理欄	本人等の確認	本人 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ） 代理人 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）	受付印
	代理権の確認	・法定代理人の場合 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他（ ） ・委任による代理人の場合 <input type="checkbox"/> 委任状	
(記入不要)	名称等		
	所管課等	担当者（ (内線))	
	備考		

別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第6条関係）

保有個人情報是正申出書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

請求者 本人 住所 〒 _____
 氏名 _____ ㊟
 電話番号 () _____ - _____
 代理人 住所 〒 _____
 氏名 _____ ㊟
 電話番号 () _____ - _____
法定代理人 特別関係者

亀岡市個人情報保護条例第25条第2項の規定により、次のとおり個人情報の是正を申し出ます。

保有個人情報を特定するために必要な事項	
是正を求める箇所	
是正を求める内容	

- 注 1 請求の際には、本人又は代理人であることを確認するために必要な書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提出又は提示してください。
 2 代理人による請求の場合には、1の書類のほか、法定代理人の場合は戸籍謄本等法定代理人の資格を証明する書類を、特別関係者の場合は代理権を証する書類を提出してください。

処理欄	本人等の確認	本人 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 () 代理人 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()	受付印
	代理権の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他 ()	
(記入不要)	名称等		
	所管課等	担当者 (内線))	
	備考		

別記第7号様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式の2（第6条関係）

保有個人情報是正申出書
(特定個人情報用)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

請求者 本人 住所 〒 _____
 氏 名 _____ ⑩
 電話番号 () _____
 代理人 住所 〒 _____
 氏 名 _____ ⑩
 電話番号 () _____
法定代理人 委任による代理人

亀岡市個人情報保護条例第25条第2項の規定により、次のとおり特定個人情報の是正を申し出ます。

保有個人情報を特定するために必要な事項	
是正を求める箇所	
是正を求める内容	

- 注 1 請求の際には、本人又は代理人であることを確認するために必要な書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提出又は提示してください。
 2 代理人による請求の場合には、1の書類のほか、法定代理人の場合は戸籍謄本等法定代理人の資格を証明する書類を、任意代理人の場合は委任状を提出してください。

処理欄	本人等の確認	本人 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 () 代理人 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()	受付印
	代理権の確認	・法定代理人の場合 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他 () ・委任による代理人の場合 <input type="checkbox"/> 委任状	
(記入不要)	名称等		
	所管課等	担当者 (内線) ()	
	備考		

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市公印規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第38号

亀岡市公印規則等の一部を改正する規則

(亀岡市公印規則の一部改正)

第1条 亀岡市公印規則(昭和30年亀岡市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表10の項中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

(つつじカード交付等に関する規則の一部改正)

第2条 つつじカード交付等に関する規則(平成5年亀岡市規則第34号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

(亀岡市印鑑条例施行規則の一部改正)

第3条 亀岡市印鑑条例施行規則(平成6年亀岡市規則第21号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「住B」を「個カ」に、「住基カード」を「個人番号カード」に改める。

別記第5号様式中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

別記第7号様式から別記第9号様式までの規定中「住基カード」を「個人番号カード」に改める。

別記第12号様式中「住B」を「個カ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第19条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第3項の規定により交付された住民基本台帳カードは、当該住民基本台帳カードがその効力を失う時又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条第1項の規定により同法第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、同項に規定する個人番号カードとみなして、この規則による改正後の規則の規定を適用する。

「揭示済」

助産施設の入所に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第39号

助産施設の入所に関する規則の一部を改正する規則

助産施設の入所に関する規則（昭和45年亀岡市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「 「

備考欄		個人番号	備考欄
	を		

」 」

に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第6条関係）

No. _____

助産施設入所申請書却下通知書

様

年 月 日

亀岡市福祉事務所長 印

年 月 日付けで申請されました児童福祉法第22条の規定による助産施設の入所については、下記の理由により入所していただくことができませんので却下します。

記

- 1 入所基準に該当しないため
- 2 施設に収容能力がないため

(教示)

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第3号様式（第4条、第5条関係）

No. _____

助産施設 入所 変更・取消通知書
委託

様

年 月 日

亀岡市福祉事務所長 印

年 月 日付けで通知いたしました助産施設の入所について、次のとおり変更・取消いたしましたので通知いたします。

入 所 者	住所 氏名
変 更 ・ 取 消 し た 内 容	

(教示)

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第40号

亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第10条関係）

修学中の者の特例に関する届

該当者が属するものとみなされる世帯	被保険者証記号番号	亀 ー			
	住 所				
	世帯主名				
修 学 中 の 被 保 険 者	住 所				
	氏 名				
	個人番号				
	生年月日	年	月	日	世帯主との続柄
修 学 中 の 学 校	名 称				
	所 在 地				
	修学年限	年	月入 学	在 学 年	
		年	月卒業予定		
		()年間			
適 用 年 月 日	年 月 日 適用 ・ 終了				
被保険者証及び在学証明書、学生証写又は合格通知写を添付してください。					
国民健康保険法第116条の規定の適用について届けます。					
年 月 日					
届出人 住 所					
氏 名 ㊟					
個人番号					
電話番号					
(宛先) 亀岡市長					

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第12条関係）

国民健康保険被保険者証再交付申請書

被保険者証 記号番号	亀	—	⑨	—										
世帯主	住所													
	氏名													
再交付する 被保険者	氏名	性別	生年月日	個人番号										
		男・女	年 月 日											
		男・女	年 月 日											
		男・女	年 月 日											
		男・女	年 月 日											
		男・女	年 月 日											
		男・女	年 月 日											
		男・女	年 月 日											
申請理由	紛失・盗難・焼失・毀損・その他			<input type="checkbox"/> 無効告示を申請します										
<p>注) 1 毀損等で被保険者証のある場合は、必ずこの届に添付してください。 2 紛失等で後日失った被保険者証を発見したときは、必ず返還してください。</p> <p>上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住 所</p> <p>氏 名</p> <p>個人番号 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 印</p> <p>電話番号</p> <p>(宛先) 亀岡市長</p>														

別記第9号様式中

「

氏名	印	生年月日	年 月 日	男・女
氏名		生年月日	年 月 日	男・女

」

を

「

氏名	印	個人番号			
		生年月日	年 月 日		
氏名		個人番号			
		生年月日	年 月 日		

」

に改める。

別記第9号様式の2中

「

氏名	印	生年月日	年 月 日	男・女
氏名		生年月日	年 月 日	男・女

」

を

「

氏名	印	個人番号			
		生年月日	年 月 日		
氏名		個人番号			
		生年月日	年 月 日		

」

に改める。

別記第11号様式から別記第13号様式までを次のように改める。

第11号様式(第21条関係)

※ この欄には、記入しないでください。

整理番号	決	区間	から (経由) まで
資格取得	1 承認する	移送方法	
資格確認	2 承認しない	(理由)	
喪失			
摘要			

移送費申請書

被保険者証 記号・番号	個人番号								
移送を受けた 被保険者	生年月日	年	月	日					
傷病名	性別	男	女						
発病又は 負傷の原因	発病又は 負傷年月日	年	月	日					
移送の経路	から (経由)	まで							
移送方法	移送の 年月日	年	月	日					
付添人の氏 名及び住所									
移送に要し た費用額									円
上記のとおり申請します。 年 月 日 世帯主 住 所 氏 名 個人番号 電話 () -									

(宛先) 亀岡市長

委任の 欄	この欄は移送費 の受領を人に頼 むときだけ記入 してください。 上記移送費の受領を () に委任します。
----------	--

振込先	口座名義	口座番号
	普通 当座	

(裏)

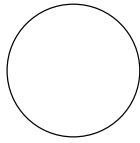
移送を必要とする意見書 (医師記入欄)

患者等 の氏名	年	月	日生
傷病名	移送年月日	年	月
必要と 認められる 移送の経路	から (経由)	まで	移送方法
移送を必要 とする理由 (付添が必 要と認め た理由)			
上記の理由で移送の必要を認めます。 年 月 日 医療機関名 医師氏名			

第12号様式(第17条関係)

(表)

受付印



一般	8割 7割	退職	8割 7割	70歳以上	9割 8割 7割	保険料	係員
福祉医療 老・障・親・子							

国民健康保険療養費支給申請書

被保険者証 記号・番号	亀	氏名	療養を受けた 被保険者の 氏名・生年月日 ・生年月日			
傷病名		発病又は負傷 年月日	年月日	年月日	日生	
発病又は負傷の原因		発病又は負傷 年月日	年月日	年月日	日生	
療養を受けた 保険医療機関等の 名称及び所在地	名称	所在地				
診療又は調剤に従事 した医師、歯科医師 又は薬剤師の氏名						
療養を受けた期間	年月日	日から	日まで	療養に要した 費用	円	
療養の給付を受ける ことのできるか （被保険者証が 使えなかった）理由				傷病の経過		
上記のとおり申請します。						
年	月	日	世帯主	住所	亀岡市	
			氏名			
			個人番号			
			電話()			
(宛先) 亀岡市長						

委任の 欄	この欄は給付金 の受領を人に頼 むとだけ記入 してください。		
上記療養費の受領を () に委任します。			
年	月	日	世帯主 氏名

振込先	口座名義	口座番号
支店	普通 当座	

(裏)

領収明細書

金 円也
上記の金額を領収しました。
年 月 日

医療機関 所在地

名称 氏名 甲・乙
印

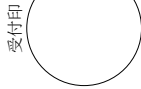
患者名	診療内訳	生年月日	年月日	年月日	年月日
傷病名	診察期間	年	月	日	実日数
初診	種目・回数	金額	円・点	薬名・用量等の明細	
再診	時間外・深夜・休日				
往診	時間外・深夜・休日				
指導	回				
投薬	内服 処方 単位 回数				
注射	皮下筋肉内 静脈内 その他 回数				
処置	手術・麻酔 回数				
検査	レントゲン 回数				
その他	入院 食料 室料・看護料 給食料・医学管理料				
合計	合計				

病院・診療所
基食・普食・基食
看特2・看特1・看2・看3

第13号様式(第18条関係)

一般	7割	高額療養費貸付状況	係員	保険料
退職	7割	1 市貸付	2 連合会貸付	
70歳以上	9割	貸付金額	円	
	8割	多数該当確認	回目	
	7割			

(表)



国民健康保険高額療養費支給申請書 (年 月分診療分)

① 被保険者の番号 亀 氏 名 年 月 日 世帯主 ③と ④の 税 柄

② 療養を受けたたの氏名 年月日 世帯主 ③と ④の 税 柄

④ 療 病 名 年 月 日 から 日 まで

⑤ 病 院 名 年 月 日 から 日 まで

⑥ ⑤の病 院 等 で 入 院 日 間

⑦ 療 養 を 受 け た 期 間 年 月 日 から 日 まで

⑧ ⑦の期間に受けた病 院 等 で 支払った額

⑨ 療 養 に つ き 公 費 診 療 費 が あり ます か (あり ました か)

⑩ 備 考

上記のとおり申請します。

〒621- 年 月 日 住 所 亀 岡 市

世帯主 氏 名 個人番号

TEL ()

上記の高額療養費の受領を.....に委任します。

委任の欄 この欄は給付金の受領を人に預けるときだけ記入してください。

年 月 日 世帯主 氏名

※太枠の中ののみ記入ください。

(裏)

高額療養費世帯合算等判定欄

受診者の別	受診者名	傷病名	受診機関名称 受診機関所在地	入院・入院 外等の別	療養期間	患者自己負担額 (費用徴収額)	費 公 番 号
一般 退職 の別				入院・外来 歯科・調剤	月 日 ~ 月 日		
一般 退職 70歳以上				入院・外来 歯科・調剤	月 日 ~ 月 日		
一般 退職 70歳以上				入院・外来 歯科・調剤	月 日 ~ 月 日		
一般 退職 70歳以上				入院・外来 歯科・調剤	月 日 ~ 月 日		
一般 退職 70歳以上				入院・外来 歯科・調剤	月 日 ~ 月 日		

(合算)療養費

受診者の別	傷病名	受診機関名称 受診機関所在地	入院・入院 外等の別	療養期間	患者自己負担額 (費用徴収額)	費 公 番 号
一般 退職 の別			入院・外来 歯科・調剤	月 日 ~ 月 日		
一般 退職 70歳以上			入院・外来 歯科・調剤	月 日 ~ 月 日		
一般 退職 70歳以上			入院・外来 歯科・調剤	月 日 ~ 月 日		
一般 退職 70歳以上			入院・外来 歯科・調剤	月 日 ~ 月 日		

(長期疾病)

受診者の別	傷病名	受診機関名称 受診機関所在地	入院・入院 外等の別	療養期間	患者自己負担額 (費用徴収額)	費 公 番 号
一般 退職 の別			入院・外来 歯科・調剤	月 日 ~ 月 日		
一般 退職 70歳以上			入院・外来 歯科・調剤	月 日 ~ 月 日		
受療証交付年月日	年 月 日	認定疾病名				

支払場所の指定

支払金機関は 本店 支行

又 支払場所 信用金庫 農協

預金の種別 普通 当座

及び口座番号

(フリガナ) 口座名義

年度市民税課税状況

901超 600超 210超 210以下 若年低所得 一定以上 一般 低所得Ⅰ 低所得Ⅱ

70歳未満 70歳以上

別記第13号様式の2中

「

フリガナ		生年月日	年 月 日生		
氏 名					

」

を

「

フリガナ		生年月日	年 月 日生		
氏 名					

」

に、

「

氏 名 ㊟
 電話番号

」

を

「

氏 名 ㊟
 個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 電話番号

」

に改める。

別記第18号様式を次のように改める。

告示

亀岡市告示第226号

亀岡市入札監視委員会設置要綱を次のように定める。

平成27年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市入札監視委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、亀岡市（以下「市」という。）が発注した建設工事に係る入札・契約の過程及び契約の内容の透明性の確保並びに公正な競争を確保するため、亀岡市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の役割)

第2条 委員は、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 市が発注した建設工事にし、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受け
- (2) 市が発注した建設工事のうち、委員が抽出した建設工事にし、一般競争入札に係る参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯、随意契約の理由及び経緯等について意見を述べる
- (3) 市が発注した建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の入札及び契約手続に係る再苦情の申立てについて意見を

述べること。

- (4) その他市の入札及び契約制度に関して適切な意見を述べること。

(委員の要件等)

第3条 委員は、公正中立の立場で前条に定める役割を適切に遂行することができる学識経験等を有する者とする。

- 2 委員の人数は、5人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会の議事を運営する。
- 3 委員長に事故等があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 第2条第1号及び第2号に掲げる事務に係る会議は、原則として年2回以上開催する。
- 3 第2条第3号に掲げる事務に係る会議は、再苦情処理の必要に応じ開催する。
- 4 会議は、公開を原則とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。
- 5 会議の議事概要は、公表するものとする。

(案件の抽出)

第6条 第2条第2号に掲げる案件の抽出は、前条第2項に掲げる会議ごとにあらかじめ委員の互選により選出された委員が行うものとする。

(委員の除斥)

第7条 委員は、第2条第2号から第4号までの事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることがで

きない。

(守秘義務)

第8条 委員は、その役割に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の事務)

第9条 委員会の事務は、企画管理部契約検査課が処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施後最初の委員会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

「揭示済」

亀岡市告示第227号

亀岡市建設工事に係る入札及び契約に関する苦情処理手続要綱を次のように定める。

平成27年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市建設工事に係る入札及び契約に関する苦情処理手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第17条第1項に規定する公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、本市が発注する建設工事の入札及び契約に係る苦情を適切に処理するための手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要綱による苦情処理の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札により実施する工事
- (2) 指名競争入札により実施する工事
- (3) 随意契約により実施する工事

(一次苦情申立て)

第3条 この要綱による苦情申立ては、次表に掲げる入札・契約方式の区分に応じ、同表に掲げる苦情の申立てができる者が、同表に掲げる市長に説明を求めることができる内容（苦情申立者に係るものに限る。）について、説明を求めることができるものとする。

入札・契約方式の区分	苦情の申立てができる者	市長に説明を求めることができる内容
一般競争入札	一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、市長から入札参加資格がないと認められた者	入札参加資格がないと認めた理由
一般競争入札（総合評価）	総合評価方式により落札者を決定する場合において、落札者とならなかった者	評価点の内訳
指名競争入札	当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格者のうち、当該入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者	非指名理由
随意契約	当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事の種類に係る建設業の許可を有する者（建設業法第3条第1項に規定する許可を受けている者をいう。）で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者	当該契約の相手方として選定されてなかった理由

2 苦情の申立ては、次の各号に掲げる対象工事の区分ごとに当該各号に定める日（亀岡市の休日 を定める条例（平成3年亀岡市条例第17号）第1条第1項の市の休日（以下「休日」とい う。）の場合は、その翌日）までに、苦情申立書（別記第1号様式）により、市長に対して行う ことができるものとする。

- (1) 一般競争入札 市長が通知した入札参加資格がないと認めた通知書を受理した日の翌日から 起算して5日を経過する日
- (2) 一般競争入札（総合評価） 市長が落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日 を 経過する日
- (3) 指名競争入札 市長が落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日を経過する日
- (4) 随意契約 市長が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日を経過する日 （一次苦情申立てへの回答）

第4条 市長は、苦情の申立てがあった場合は、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して5日 を経過する日（休日の場合は、その翌日）までに回答書（別記第2号様式）により回答するもの とする。ただし、苦情件数が多数に及ぶなど、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由 があるときは、申立者に通知の上、回答期限を延長することができるものとする。

2 市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、却 下通知書（別記第3号様式）により、その申立てを却下することができるものとする。

（一次苦情申立手続等の教示）

第5条 市長は、掲示等の方法により、苦情の申立手続の教示を行うものとする。

（一次苦情処理結果の公表）

第6条 市長は、申立者に回答を行ったときは、苦情申立書及び回答書を速やかに公表するものと する。

(再苦情申立て)

第7条 回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服があるものは、市長に対し、再苦情の申立てを行うことができる。

2 再苦情の申立ては、市長から回答書を受けた日の翌日から起算して7日を経過する日(休日の場合は、その翌日)までに、再苦情申立書(別記第4号様式)により行うものとする。

3 市長は、再苦情の申立てがあった場合は、速やかに亀岡市入札監視委員会の委員(以下「委員」という。)の意見を聴くものとする。
(再苦情申立てへの回答)

第8条 市長は、再苦情申立者に対し、委員の意見を踏まえた上で、委員の意見を聴いた日の翌日から起算して7日を経過する日(休日の場合は、その翌日)までに、その結果を再苦情回答書(別記第5号様式)により回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を申立てが認められたときは委員の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い市長が講じようとする措置の概要を明らかにしなければならない。

2 市長は、再苦情申立期間の徒過その他客観的かつ明白に再苦情申立ての適格を欠くと認めるときは、前条第3項の規定にかかわらず、委員の意見を聴かずに、再苦情申立日の翌日から起算して7日を経過する日(休日の場合は、その翌日)までに、却下通知書により、当該再苦情申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立方法等の教示)

第9条 前2条に規定する再苦情の申立ての手続は、回答書に記載して明示するものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第10条 市長は、再苦情申立者に回答を行っ

たときは、再苦情申立書及び再苦情回答書を速やかに公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

第2号様式 (第4条関係)

号 日
第 月
年

様

亀岡市長 印

回 答 書

年 月 日 付けで苦情申立てがあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 苦情申立ての対象とされた工事
- 2 不服のあった事項
- 3 2の主張の根拠とされた事項
- 4 回答内容

別記第1号様式 (第3条関係)

苦 情 申 立 書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

亀岡市建設工事に係る入札及び契約に関する苦情処理手続要綱に基づき、次の事項について、説明を求めます。

- 1 苦情申立て者の住所・氏名
〒
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
Ⓜ
- 2 苦情申立ての対象となる工事
- 3 不服のある事項
- 4 3の主張の根拠となる事項

第3号様式（第4条関係）

	号 日
	第 年
様	亀岡市長 印
却下通知書	
年 月 日 付付けで（再）苦情申立てがあった件について、下記のとおり 却下しましたので通知します。	
	記
1	（再）苦情申立ての対象とされた工事
2	不服のあった事項
3	2の主張の根拠とされた事項
4	却下理由

教示（再苦情申立てについて）
 この回答書による説明に不服がある方は、回答書を受け取った日の翌日から起算して7日を経過する日（休日の場合は、その翌日）までに、再苦情申立書（第4号様式）により再苦情の申立てを行うことができます（再苦情申立書が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなします。）。

再苦情の申立てがあった場合は、亀岡市入札監視委員会の委員に意見を聴き、その意見を踏まえた上で、委員の意見を聞いた日の翌日から起算して7日を経過する日（休日の場合は、その翌日）までに、再苦情申立者に対し、再苦情回答書（第5号様式）により回答します。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められな
 いと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは委員の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い市長が講じようとする措置の概要を、再苦情申立者に対し、明らかにします。

また、回答を行ったときは、再苦情申立書及び回答を行った書面を閲覧による方法等により公表します。

再苦情の申立てが申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、申立日の翌日から起算して7日を経過する日（休日の場合は、その翌日）までにその申立てを却下します。

なお、再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではありません。

【再苦情申立書提出期間】
 年 月 日から 年 月 日までの
 午前8時30分から午後5時15分まで（休日を除く。）

【再苦情申立書提出場所】
 〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市役所 部 課

第5号様式 (第8条関係)

号 日
第 月
年

様

亀岡市長 印

再 苦 情 回 答 書

年 月 日付けで再苦情申立てがあった件について、下記のとおり回答
します。

記

- 1 再苦情申立ての対象とされた工事
- 2 不服のあった事項
- 3 2の主張の根拠とされた事項
- 4 回答内容 (申立てが認められなかったときは、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは、申立てが認められた旨及びこれに伴い市長が講じようとする措置の概要を回答します。)

第4号様式 (第7条関係)

再 苦 情 申 立 書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

亀岡市建設工事に係る入札及び契約に関する苦情処理手続要綱に基づき、次の事項について、再度、説明を求めます。

- 1 再苦情申立者の住所・氏名
〒 _____
住 所 _____
商号又は名称 _____
代 表 者 氏 名 _____
電 話 番 号 _____
Ⓜ
- 2 再苦情申立ての対象となる工事
- 3 不服のある事項
- 4 3の主張の根拠となる事項

「揭示済」

亀岡市告示第228号

亀岡市予防接種費用助成金交付要綱（平成14年亀岡市告示第46号）の一部を次のように改正する。

平成27年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表中

「

4種混合（テトラビック皮下注シリンジ）	10,908円
---------------------	---------

」

を

「

4種混合（テトラビック皮下注シリンジ）	10,908円
4種混合（スクエアキッズ皮下注シリンジ）	10,800円

」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第229号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成27年12月10日から平成27年12月24日まで一般の縦覧に供する。

平成27年12月9日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 13007
- 2 路線名 池尻宇津根線
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	$\frac{\text{最小幅員}}{\text{最大幅員}}$	延 長	備 考
亀岡市馬路町滝ケ元1番の1先から 亀岡市河原林町勝林島畑ケ田37番の3先まで	前	$\frac{3.90\text{m}}{34.10\text{m}}$	4,423.58m	
亀岡市馬路町滝ケ元1番の1先から 亀岡市河原林町勝林島畑ケ田37番の3先まで	後	$\frac{3.90\text{m}}{34.10\text{m}}$	4,423.58m	

「揭示済」

亀岡市告示第230号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年12月10日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀2311-31009

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成26年4月1日
- 3 無効になる日
 平成27年12月10日

「揭示済」

亀岡市告示第231号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年12月14日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0302-61035

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成26年4月1日
- 3 無効になる日
 平成27年12月14日

「揭示済」

亀岡市告示第232号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成27年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	督促状 平成27年度第3期分 市府民税	省略	省略
2	督促状 平成27年度第3期分 市府民税	省略	省略
3	督促状 平成27年度第3期分 市府民税	省略	省略
4	督促状 平成27年度第3期分 市府民税	省略	省略
5	督促状 平成27年度第3期分 市府民税	省略	省略
6	督促状 平成27年度第3期分 市府民税	省略	省略
7	督促状 平成27年度第3期分 市府民税	省略	省略
8	督促状 平成27年度第3期分 市府民税	省略	省略
9	督促状 平成27年度第3期分 市府民税	省略	省略
10	督促状 平成27年度第3期分 市府民税	省略	省略
11	督促状 平成27年度第3期分 市府民税	省略	省略
12	督促状 平成27年度第3期分 市府民税	省略	省略
13	督促状 平成27年度第3期分 市府民税	省略	省略
14	督促状 平成27年度第3期分 市府民税	省略	省略
15	督促状 平成27年度第3期分 市府民税	省略	省略
16	督促状 平成27年度第3期分 市府民税	省略	省略
17	督促状 平成27年度第3期分 市府民税	省略	省略
18	督促状 平成27年度第3期分 市府民税	省略	省略
19	督促状 平成27年度 軽自動車税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第233号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画生産緑地地区を変更した。

当該都市計画の図書を同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成27年12月16日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
亀岡市古世町3丁目の一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第234号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成27年12月17日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 撤去した理由
亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 撤去した区域
JR亀岡駅前自転車放置禁止区域
JR馬堀駅前自転車放置禁止区域
JR並河駅前自転車放置禁止区域
JR千代川駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時
平成27年12月17日（木）
午後1時～午後3時
- 4 撤去し、保管した台数 9台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間
月曜日～土曜日 午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
 - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
 - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
 - ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置
保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第235号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第1項の規定により、都市公園を設置すべき区域を決定する。

平成27年12月19日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市公園の名称
京都・亀岡保津川公園
- 2 都市公園の区域
亀岡市保津町鐘鑄島、正人淵、針ノ木新田、荒打及び上中島並びに追分町一本木地内（別紙区域図のとおり）
- 3 都市公園の種別
総合公園
- 4 都市公園の面積
約13.9ha

別紙 省略

「揭示済」

亀岡市告示第236号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1902-81121

- 1 保険者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成26年4月1日
- 3 無効になる日
平成27年12月21日

「揭示済」

亀岡市告示第237号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年12月22日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀2302-51009

- 1 保険者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成26年4月1日
- 3 無効になる日
平成27年12月22日

「揭示済」

亀岡市告示第238号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成27年12月25日から平成28年1月13日まで一般の縦覧に供する。

平成27年12月24日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 01306
- 2 路線名 北古世西川線
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	$\frac{\text{最小幅員}}{\text{最大幅員}}$	延 長	備 考
亀岡市追分町下島45番11先から 亀岡市篠町馬堀駅前1丁目44番3先まで	前	$\frac{11.00\text{m}}{13.70\text{m}}$	1,247.85m	
亀岡市追分町下島45番11先から 亀岡市篠町馬堀駅前1丁目44番3先まで	後	$\frac{11.00\text{m}}{22.45\text{m}}$	1,340.00m	

「揭示済」

亀岡市告示第239号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成27年12月24日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成27年12月25日から平成28年1月13日まで一般の縦覧に供する。

平成27年12月24日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 01306
- 2 路線名 北古世西川線
- 3 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市追分町下島45番11先から 亀岡市篠町馬堀駅前1丁目44番3先まで	11.00m 22.45m	1,340.00m	

「揭示済」

亀岡市告示第240号

心身障害児（者）に係る補装具等補助金交付要綱（昭和51年亀岡市告示第42号）の一部を次のように改正する。

平成27年12月25日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「補装具」の次に「及び手当認定請求書類」を加える。

第2条中「規定する補装具」の次に「をいい、「手当」とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）の規定による福祉手当」を加える。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 手当の認定請求をした者

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第4条の表中

「

2 特別障害者手当等の認定請求に必要な診断書に要した費用	2,000円を限度とする。
3 ホームヘルプサービス派遣申請に必要な診断書に要した費用	3,000円を限度とする。
4 入浴サービス利用申請に必要な診断書に要した費用	

」

を

「

2 手当の認定請求に係る診断書に要した費用（年度を通じて1回の手当の認定請求に係るものに限る。）	当該費用額から100円未満の端数を切り捨てた額（診断書の通数に2,000円を乗じた額を限度とする。）
3 入浴サービス利用申請に必要な診断書に要した費用	3,000円を限度とする。

」

に改める。

別記様式中「(2) ホームヘルプサービス派遣申請用

(3) 入浴サービス利用申請用」

を「(2) 入浴サービス利用申請用」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第241号

亀岡市未熟児養育医療給付要綱（平成25年亀岡市告示第52号）の一部を次のように改正する。

平成27年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

別記第1号様式中

「

住 所 地 (住民票所在地)	郵便番号
-------------------	------

」

を

「

住 所 地 (住民票所在地)	郵便番号	個人 番号																		
-------------------	------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

に、

「

電 話 番 号	
---------	--

」

を

「

電 話 番 号		個人 番号																		
---------	--	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

に、「帰省可能」を「省略可能」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第242号

亀岡市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱（平成20年亀岡市告示第17号）の一部を次のように改正する。

平成27年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

第5条第1号中「以下」を「次条において」に改める。

第8条中「第6条」を「第5条」に改める。

第9条中「(大正11年法律第70号)」を削る。

別記第1号様式中

「

フリガナ		性別	生年月日	年齢
受診者氏名 (申請者)		男・女	年 月 日	歳

」

を

「

フリガナ		性別	生年月日	年齢
受診者氏名 (申請者)		男・女	年 月 日	歳
個人番号				

」

に、

「

受診者と同一 保険の加入者		

」

を

「

受診者と同一 保険の加入者	氏名		個人番号										
	氏名		個人番号										
	氏名		個人番号										

」

に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記第6号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第243号

亀岡市障害福祉サービス等利用支援費支給事業実施要綱（平成19年亀岡市告示第49号）の一部を次のように改正する。

平成27年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

別記様式中

「

フリガナ		年 月 日生
受給者名		

」

を

「

フリガナ		年 月 日生
受給者名		
個人番号		

」

に改める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第244号

亀岡市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱（平成27年亀岡市告示第50号）の一部を次のように改正する。

平成27年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

別記第1号様式中

「

対象となる 児童氏名		生年月日	
住 所	亀岡市		
保護者氏名		対象となる 児童との続柄	

」

を

「

対象となる 児童氏名		個人番号					
生年月日	年 月 日	住 所	亀岡市				
保護者氏名	続柄()	個人番号					

」

に改める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第245号

亀岡市中心身障害者医療費補助金交付要綱（昭和53年亀岡市告示第47号）の一部を次のように改正する。

平成27年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第4号中「すべて」を「全て」に改める。別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第6条関係）

亀岡市中心身障害者医療費補助金交付申請（請求）書

年 月 日

（宛先）亀岡市長

申請（請求）者

住 所 亀岡市

氏 名 ㊟

個人番号

電話番号 -

身体障害者手帳3級 京都府第 号

資格取得年月日 年 月 日

生年月日 年 月 日生

亀岡市中心身障害者医療費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請（請求）します。
記

加入医療保険	被保険者・組合員 （世帯主）氏名				個人番号															
	住 所																			
	保 険 種 別	政・組・日・船・共・国・組 健・健・雇・員・済・保・保	記 号 番 号																	附加給付 有・無
	被 保 険 者 証 発 行 機 関 名		所 在 地																	
保険医療機関等記入欄	診 療 報 酬 証 明 書																			
	医 療 月	年	月	分	総 点 数															点
	医 療 期 間	日から			他 の 医 療 費 公 費 負 担 制 度 適 用															有 ・ 無
		日まで																		
	自 己 負 担 額	円																	点	
上記のとおり医療した自己負担額を領収しました。 年 月 日 所在地 名 称 氏 名 ㊟																				
〔自己負担額（ 円）－附加給付等の額（ 円）〕×1/2＝交付額（ 円）																				
振 込 先	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協												支 給 額						
	口 座 番 号	本店・支店												円						
	（ふりがな） 口 座 名 義													同意書提出 有 ・ 無						
《同意書》 亀岡市中心身障害者医療費補助金交付を受けるに当たり、本人及び扶養義務者の所得を調査することに同意します。 年 月 日 （宛先）亀岡市長 氏 名 ㊟																				

別記第2号様式中「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第246号

生活に困窮する外国人に対する生活保護法の準用に関する事務取扱要綱を次のように定める。

平成27年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

生活に困窮する外国人に対する生活保護法の準用に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「外国人保護に関する通知」という。)に基づき、生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関して、関係法令等に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(措置の取扱い)

第2条 福祉事務所長は、生活に困窮する外国人に対し、外国人保護に関する通知に基づく保護(以下「通知に基づく保護」という。)

を行う場合は、日本国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じ、保護の措置を行うものとする。

(適用対象者)

第3条 通知に基づく保護の対象者及び照会は、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)のうち、「外国人保護の適用対象と実施責任」の問答の示すところとする。

(説明)

第4条 福祉事務所長は、生活に困窮する外国人から、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第24条第1項及び第2項の規定による申請の意思があった場合は、外国人保護に関する通知に基づく保護の取扱いとなることを説明する。

(不服申立ての教示)

第5条 福祉事務所長は、生活に困窮する外国人に対して通知に基づく保護を行う場合、法に基づき不服申立てをすることができる旨等の教示はしないものとする。ただし、生活に困窮する外国人を同一世帯と認定する日本国民が存在し、当該日本国民に対し法に基づく保護を適用する場合には、当該日本国民に対し教示をするものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の告示前に決定実施した事務取扱いについても、本要綱に準じて決定実施したもののみならず。

「揭示済」

亀岡市告示第247号

亀岡市住民基本台帳カード事務取扱要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成27年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市住民基本台帳カード事務取扱要綱を廃止する要綱

亀岡市住民基本台帳カード事務取扱要綱（平成15年亀岡市告示第126号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施日前に交付された住民基本台帳カードの取扱いについては、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第248号

亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱（平成25年亀岡市告示第156号）の一部を次のように改正する。

平成27年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

第4条第2項第1号を次のように改める。

(1) 個人番号カード

別記第1号様式及び別記第3号様式中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

「揭示済」

訓令

亀岡市訓令第7号

庁中一般

亀岡市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令

亀岡市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成26年亀岡市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「業務端末」を「統合端末」に改める。

第8条第1項第2号を次のように改める。

(2) 統合端末

第8条第1項第3号を削る。

第13条第2項中「及び住民基本台帳カード」を削る。

附 則

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第55号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成27年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 捕獲日時 平成27年11月27日
午後3時30分頃
- 2 捕獲場所 亀岡市吉川町吉田曾我ノ庄
- 3 種 類 雑種
- 4 毛 色 白色
- 5 性 別 雌
- 6 体 格 小型
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし

(注意) 公告期間満了の日の翌日（平成27年12月3日）までに引取りのないときは処分される。

(連絡先) 京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第56号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）
第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留につ
いて通知を受けたので、同条第8項の規定によ
り公告する。

平成27年12月8日

亀岡市長 桂川孝裕

記

- | | | |
|---|------|-------------------------|
| 1 | 捕獲日時 | 平成27年12月4日
午前10時15分頃 |
| 2 | 捕獲場所 | 亀岡市大井町並河1丁目24 |
| 3 | 種類 | 雑種 |
| 4 | 毛色 | 白色 |
| 5 | 性別 | 雌 |
| 6 | 体格 | 小型 |
| 7 | 犬の鑑札 | なし |
| 8 | 注射済票 | なし |

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成27年
12月10日）までに引取りのないとき
は処分される。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第57号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）
第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留につ
いて通知を受けたので、同条第8項の規定によ
り公告する。

平成27年12月10日

亀岡市長 桂川孝裕

記

- | | | |
|---|------|------------------------|
| 1 | 捕獲日時 | 平成27年12月4日
午後6時00分頃 |
| 2 | 捕獲場所 | 亀岡市吉川町穴川深田 |
| 3 | 種類 | 雑種 |
| 4 | 毛色 | 黒白 |
| 5 | 性別 | 雄 |
| 6 | 体格 | 小型 |
| 7 | 犬の鑑札 | なし |
| 8 | 注射済票 | なし |

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成27年
12月12日）までに引取りのないとき
は処分される。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第58号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成27年12月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成27年12月16日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第59号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

平成27年12月25日

亀岡市長 桂川孝裕

1 募集職種及び採用予定人数

募集職種	行政（土木Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）
採用予定人数	若干名

2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できる。

ア 行政（土木Ⅰ）（上級）

平成元年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学（短

期大学を含む。)において土木工学に関する課程を修めた人又は修める見込みの人

イ 行政(土木Ⅱ)(民間経験)

昭和55年4月2日以降に生まれた人で、民間企業での土木に関連する職務経験(設計、施工管理等)が3年以上の人

※民間企業での職務経験が3年以上とは、会社員、団体職員等として6箇月以上継続して常勤で職務に従事(非常勤のアルバイト、パートタイムは含まない。)した期間が該当し、複数の場合は、通算することができる。ただし、国家公務員又は地方公務員としての職務期間は含まない。(平成28年3月31日現在で3年見込みの場合を含む。)

ウ 行政(土木Ⅲ)(初級)

平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校等において土木系に関する課程を修めた人又は修める見込みの人

(2)次に掲げる条件のいずれかに該当する人は受験することができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験

(1)方法

ア 筆記試験(多枝選択式)

試験区分	試験科目	出題分野(予定)
行政(土木Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)	教養試験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能

イ 面接試験(人物能力や意欲等についての個別又は集団面接による試験)

(2)日時・場所

平成28年2月7日(日)午前9時から『亀岡市役所』において行う。

(3)合格発表

平成28年2月下旬に通知する。

4 採用

この試験の合格者は、職種ごとに作成する職員採用候補者名簿に登載し、平成28年4月1日以降必要に応じ採用される。

なお、この名簿の有効期間は、平成29年4月1日までとする。

5 給 与

(平成27年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。)

区 分	土 木
大学卒	184,652円
大学卒(民間経験3年)	198,962円
高校卒	150,626円

上記のほか、市職員の給与に関する条例等の規定に従い、通勤手当、期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)等の諸手当が要件に応じて支給される。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申 込

ア 申込みは、申込書、自己紹介書及び履歴書に必要事項を記入し、最近6箇月以内に撮影した本人の写真(上半身脱帽、正面向タテ4cm、ヨコ3cm)を貼り、亀岡市企画管理部人事課に提出することとする。(郵送可)

イ 申込書等(申込書、自己紹介書、履歴書)を郵送する場合は、必ず簡易書留で封筒の表に『採用試験受験』と朱書し、返信用封筒(82円切手を貼って、宛先を明記したもの)を同封のうえ送付すること。

ウ 身体に障害があり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡すること。

(2) 受付期間

申込みは、持参の場合は平成27年12月25日(金)から平成28年1月22日(金)まで受け付ける。(ただし、土曜日、日曜日を除き、午前9時から午後5時まで)

郵送の場合は締切日を平成28年1月20日(水)とし、締切日の消印のあるものは有効とする。

7 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市企画管理部人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話(0771)22-3131(市役所代表)…(内線2154)

電話(0771)25-5016(人事課直通)

URL: <http://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

亀岡市公告第60号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成27年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | |
|--------------|---|------------|
| (1) 工事番号 | 区第1号 | |
| (2) 工事名 | 向嶋排水路改良工事（その1） | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市古世町向嶋地内 | |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 | |
| (5) 工事概要 | 工事延長 | L = 124.0m |
| | 土工 | 1.0式 |
| | ボックスカルバート工（B4.2m*H1.1m） | L = 36.4m |
| | U型水路工（B4.2m*H1.1m～1.6m） | L = 83.6m |
| | 自由勾配側溝（300*400） | L = 77.0m |
| | 集水柵（2.7m*3.2m*2.6m） | N = 1箇所 |
| | 擁壁工（H=1.0m） | L = 4.0m |
| (6) 予定価格（税込） | 43,046,640円 | |
| | 【入札書比較価格（税抜） 39,858,000円】 | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から平成28年3月31日まで | |
| (8) 部分払 | 無 | |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。 | |
| (11) 最低制限価格 | 採用 | |
| (12) 入札保証金 | 免除 | |
| (13) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する | |

法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成27年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成27年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成27年12月28日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成27年12月28日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成28年1月7日（木） 午前9時から午後5時まで 平成28年1月8日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成28年1月12日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成28年1月6日（水） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成28年1月13日（水） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成28年1月15日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成28年1月20日（水） 午前9時から午後5時まで 平成28年1月21日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成28年1月22日（金） 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」とし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通) 大 島 博 行
松 山 茂
西 田 廣 道
湊 妙 子
新 見 覚 紀

亀岡市企業立地審査会委員に委嘱します

平 井 宏 俊

亀岡市公益通報外部相談員に委嘱します

任期は平成29年11月30日までとします

平成27年12月1日

(各 通) 宗 田 好 史
櫻 井 俊 則
森 本 幸 裕
廣 辻 雅 之
牧 野 吉 明

尾 崎 まこと

加 藤 美智恵

永 松 輝

楠 善 夫

亀岡市景観審議会委員に委嘱します

平成27年12月21日

酒 井 佐治子

亀岡市固定資産評価審査委員会委員に選任します

平成27年12月25日

議会事務局欄

規則

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月19日

亀岡市議会議長 西口純生

亀岡市議会規則第3号

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第91条に次の1項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

教育委員会欄

規則

亀岡市立小学校設置条例及び亀岡市立中学校設置条例の一部を改正する条例の経過措置の期間を定める規則をここに公布する。

平成27年12月15日

亀岡市教育委員会
委員長 栗山正則

亀岡市教育委員会規則第7号

亀岡市立小学校設置条例及び亀岡市立中学校設置条例の一部を改正する条例の経過措置の期間を定める規則

亀岡市立小学校設置条例及び亀岡市立中学校設置条例の一部を改正する条例（平成27年亀岡市条例第8号）附則第2項に規定する教育委員会規則で定める日は、平成27年12月21日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第93号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成27年12月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

1,474人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第94号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年12月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

24,555人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第95号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成27年12月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

12,278人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第96号

平成27年11月1日執行の亀岡市長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公職選挙法第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年12月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年11月1日執行 亀岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
9,064,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	高向吉朗	所属党派	無所属	期 間	平成27年10月14日から	第1回分
出納責任者氏名	藤野広司				平成27年11月12日まで	

収 入			支 出	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		円
亀岡みらい会議		341,820	人件費	785,000
松本 温賢	自営業	200,000	家屋費	572,300
青井 俊季	建築家	180,000	選挙事務所費	558,900
山木 潤治	農業	120,000	集会会場費	13,400
吉田 弘	無職	110,000	通信費	0
山岡 良右	無職	70,000	交通費	0
瀬戸 一郎	無職	40,000	印刷費	759,402
宮部 美穂	自営業	37,500	広告費	1,092,107
鈴木 初美	団体職員	37,500	文具費	12,278
松野 好秀	団体職員	30,000	食糧費	53,000
毛利 悌二	無職	30,000	休泊費	0
阪本 智子	無職	22,500	雑費	44,712
苗村 活代	団体職員	22,500		
仲 絹枝	南丹市議	22,500		
坂本 美智代	京丹波町議	22,500		
西森 睿治	自営業	20,000		
畑 一夫	木材業	20,000		
和田 まゆみ	無職	20,000		
中島 祥子	無職	15,000		
吉田 勝子	無職	12,000		
その他の寄附	18件	146,000		
その他の収入		1,500,000		
今 回 計		3,019,820	今 回 計	3,318,799
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		3,019,820	総 計	3,318,799

報告書受理年月日	平成27年11月16日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年11月1日執行 亀岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
9,064,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	高向吉朗	所属党派	無所属	期 間	平成27年11月13日から	第2回分
出納責任者氏名	藤野広司				平成27年11月24日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	44,558
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		0	今回計	44,558
前回計		3,019,820	前回計	3,318,799
総計		3,019,820	総計	3,363,357

報告書受理年月日	平成27年11月26日	第2回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年11月1日執行 亀岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
9,064,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	桂川 孝裕	所属党派	無所属	期 間	平成27年 9月 4日から	第1回分
出納責任者氏名	法 貴 隆 三				平成27年11月 6日まで	

収 入			支 出	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		円
主たる寄附				
京都府医師連盟		100,000	人件費	420,000
亀岡市医師会		50,000	家屋費	1,258,288
自由民主党京都府参議院選挙区第4支部		50,000	選挙事務所費	1,065,496
日本商工連盟亀岡支部		50,000	集合会場費	192,792
民主党京都府参議院選挙区第2総支部		30,000	通信費	43,337
秋田 公司	京都府議会議員	15,000	交通費	42,460
石田 宗久	京都府議会議員	15,000	印刷費	1,047,276
			広告費	451,784
			文具費	14,702
			食糧費	257,123
			休泊費	0
			雑費	63,936
その他の寄附	4件	40,000		
その他の収入		2,800,000		
今 回 計		3,150,000	今 回 計	3,598,906
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		3,150,000	総 計	3,598,906

報告書受理年月日	平成27年11月12日	第1回報告分
----------	-------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年11月1日執行 亀岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
9,064,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	桂川 孝裕	所属党派	無所属	期 間	平成27年11月 7日から	第2回分
出納責任者氏名		法 貴 隆 三			平成27年11月20日まで	

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	13,126
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	400,000
			文具費	82,620
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	5,078
その他の寄附	0件	0		
その他の収入		500,000		
今 回 計		500,000	今 回 計	500,824
前 回 計		3,150,000	前 回 計	3,598,906
総 計		3,650,000	総 計	4,099,730

報告書受理年月日	平成27年11月24日	第2回報告分
----------	-------------	--------

「揭示済」